

茨木市産婦健康診査に関するお願い（大阪府外用）

大阪府茨木市では、産後8週6日以内の産婦を対象に産婦健康診査を2回実施しています。

原則、大阪府内の委託医療機関・助産所にて実施しますが、里帰り出産等の事情により大阪府外で産婦健康診査を受診した場合、受診者に一旦全額自己負担いただき、後日、償還払いにより公費助成を行います。次の内容をご確認いただき、貴院（所）にて実施が可能な場合は、受診希望者への産婦健康診査の実施をお願いいたします。

対象者

産後8週6日以内の産婦

実施時期

望ましい時期は、産後2週間前後と産後1か月前後となります。

健診内容

①問診（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴・服薬歴等）

②診察（子宮復古状況、悪露、乳房の状態、表情・言動等）

③体重・血圧測定

④尿検査（蛋白・糖）

⑤こころの健康チェック（エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS））

※すべての健診内容を実施していない場合、公費助成の対象となりません。

公費助成額

1回につき上限5,000円

ご依頼事項

- 受診者が持参した『茨木市産婦健康診査受診券（兼結果通知書）』を必ずご使用ください。
- 『茨木市産婦健康診査受診券（兼結果通知書）』の『実施機関記入欄』に必要事項をご記入後、受診者へ返却してください。また、産婦の同意がある場合、母子健康手帳の「出産後の母体の経過」ページへ受診結果の記入をお願いします。
- 産婦健康診査に要した費用は受診者に請求してください。また、後日、受診者が公費助成の申請手続を行う際に領収書（明細書を含む。）が必要となりますので受診者への発行をお願いします。（※産婦健康診査の金額が確認できるようお願いいたします。）
- 産婦健康診査の実施内容等について、本市から問い合わせをさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

【参考】平成29年3月31日付け 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知
「産婦健康診査事業の実施に当たっての留意事項について」（一部抜粋）

- (1) 産婦健康診査を受診する産婦（以下「受診者」という。）に対し、健康診査結果が市町村に報告されることを説明すること。
- (2) 産婦健康診査のうち、精神状態の把握については、エジンバラ産後うつ病質問票の点数だけでなく、問診（精神疾患の既往歴、服薬歴等）、診察（表情、言動等）なども併せて総合的に評価すること。
- (3) 健診結果は受診者本人に直接伝えること。
- (4) 支援が必要と判断される受診者に対しては、適宜、次に掲げる対応を行うこと。
 - ①受診者のセルフケアに関する助言・指導
 - ②子育て世代包括支援センター等、市町村の相談窓口等に関する情報提供
 - ③実施機関における経過観察
 - ④精神科に関する情報提供（可能であれば精神科医療機関を紹介）
 - ⑤その他、受診者を支援するために必要な助言・情報提供等
- (5) 健診結果を母子健康手帳に記入する場合には、個人情報保護の観点から受診者本人の了解が必要であることに留意する必要があること。